

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地		
岡山県理容美容専門学校	昭和28年4月30日	西澤 幸司	〒700-0924 岡山県岡山市北区大元二丁目6番5号 (電話) 086-241-2807		
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地		
学校法人 岡山理容美容学園	昭和28年5月26日	岡田 浩明	〒700-0924 岡山県岡山市北区大元二丁目6番5号 (電話) 086-241-2807	所在地	
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士	
衛生	理容美容専門課程	美容科 (トータルビューティーコース)	平成12年文部省告示第15号	—	
学科の目的	美容分野における基礎技術や専門知識を学び、美容師の国家資格を取得させ、社会に貢献できる優れた美容師を養成することを目的とする。				
認定年月日	平成28年2月19日				
修業年限	全課程の修了に必要な必修授業時数又は認単位数	講義	演習	実習	実技
2年	2010時間	810時間	0時間	1200時間	0時間
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240人	246人	0人	10人	13人	23人
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日	成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 前期・後期における定期試験と出席状況による評価		
長期休み	■学年始: 4月 1日～4月 5日 ■夏 季: 7月15日～8月31日 ■冬 季: 12月24日～1月 7日 ■学年末: 3月15日～3月31日	卒業・進級条件	進級基準は学則第7条別表1の34単位を修得した者 卒業単位は学則第7条別表1の67単位を修得した者		
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任及び学年主任による面談指導	課外活動	■課外活動の種類 岡山県美容技術コンクール 全国理容美容学生技術大会・中国地区大会(全国大会予選) 各種校外コンクール※令和3年度は新型コロナの影響で中止 ■サークル活動: 有		
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 美容所 ■就職指導内容 美容所からの求人情報や履歴書、エントリーシート、面接等について進路指導主事を中心として個別指導を行う。 ■卒業者数 105 人 ■就職希望者数 99 人 ■就職者数 95 人 ■就職率 : 96 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 90.5 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和 3 年度卒業者に関する 令和4年7月1日 時点の情報)	主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業者に関する令和4年7月1日時点の情報) 資格・検定名 種 受験者数 合格者数 美容師免許 ② 106人 102人 SBSマイク検定2級 ③ 39人 39人 SBSエステ検定2級 ③ 30人 30人 SBS着付け検定1級 ③ 36人 31人 上記以外にも、ネイル、ハーバカルガラバタ検定等、多数合格。 ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 新型コロナ感染拡大防止の為、外部コンテストが軒並み中止となり特記事項なし		
中途退学の現状	■中途退学者 7 名 ■中退率 3 % 令和3年4月1日時点において、在学者232名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者225名(令和3年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 学生との面談による問題解決 4月5月面談(担任・校長) 三者面談(学生・保護者・担任) 保護者との連携指導				
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度.. (有)無 AO入試及び特待生入試の合格者には、施設設備費の免除 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載				
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: (有)無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)				
当該学科のホームページURL (留意事項)	URL: http://www.oka-kenribi.ac.jp				

2. 就職等の状況(※2)

3. 主な学修成果(※3)

授業科目等の概要

(理容美容専門課程美容科) 令和3年度														
分類			授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		場所	教員	企業等との連携
必修	選択必修	自由選択		講義	演習	実験・実習・実技				校内	校外			
○			関係法規・制度	美容に関する衛生法規と美容師法についての正しい知識を学ぶ。			1通	30	1	○		○	○	○
○			衛生管理	公衆・環境衛生との関連や注意すべき感染症と衛生措置、消毒の意義、具体的な消毒法を学ぶ。			1通 2通	90	3	○		○	○	○
○			保健	安全で効果的な施術を行うために人体組織や皮膚、毛髪等の構造と機能を学ぶ。			1通 2通	90	3	○		○	○	○
○			香粧品化学	美容で必要な化学の基礎と香粧品の種類や使用目的、成分について学ぶ。			1通 2通	60	2	○		○	○	○
○			文化論	美容ファッションと服飾の変遷、造形や色彩の原理とその心理的関わりを学ぶ。			1通 2通	60	2	○		○	○	○
○			運営管理	将来、美容所を経営する際の科学的な経営管理の方法と、適切な接客について学ぶ。			1通	30	1	○		○	○	
○			美容技術理論	器具類の操作・管理方法と衛生的、能率的に技術を行うための理論を学ぶ。			1通 2通	150	5	○		○	○	
○			美容実習	顧客の要望に応じた技術の提供ができるよう、基本技術を総合的に学ぶ。			1通 2通	900	30			○	○	△
○			デザイン画	静物や人物の描写を始め、ヘアデザイン画の描き方を学び、バランス感覚を養う。			1前	30	1	△		○	○	○
○			カラーコーディネイト	色彩検定に繋がる基礎知識からパーソナルカラーの見つけ方など、接客向け知識を学ぶ。			2通	30	1	○		○		○
○			ブライダル	結婚式のスタイルや衣装、飾りの種類などの基礎知識を学んだ上で、それに関わる職業への理解を深める。			2通	30	1	○		○	○	

	<input type="radio"/>	メイク	スキンケア、ベースメイクなどの基礎化粧をしっかり理解し、一人一人に合ったメイクアップ技術を身につける。	1 通 2 通	210	7			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	エステティック	エステティック理論などの学科を学びフェイシャルケア、デコルテマッサージの施術を中心に技術を深める。	1 通 2 通	90	3			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	<input type="radio"/>	ネイル	ネイル検定取得を目標に、ネイルケア、つけ爪、カラーリング、ジェルネイル、ネイルアート等ネイリストとしての基本となる知識・技術を学ぶ。	1 通 2 通	150	5			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	着付	浴衣、留袖、振袖の着付手順を学び基本的技術を身につける。	1 通 2 前	60	2			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
合計		15科目										2,010単位時間(67単位)

卒業要件及び履修方法			授業期間等	
本校に2年間以上在籍し必修課目8科目47単位と選択必修課目7科目20単位計67単位を修得した者に卒業を認定する。なお、各教科の単位認定は、成績評価と出席率及び授業料等が完納した者に対して、各教科の単位認定を行う。			1学年の学期区分	2期
			1学期の授業期間	17週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

以下の内容は、美容科(美容コース)と同じなので添付を省く。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係
2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係
4. 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 67 条に定める評価を行いその結果を公表していること。また、評価を行に当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係
5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係